平成２８年（フ）第９５号
北海道帯広市西19条南５丁目15番16号　コーポ時計台Ｂ－10
債務者　今野　一美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
北海道帯広市西12条南33丁目１番地１　シニアハイツリバーサイド２Ｆ211号
債務者　藤原　政子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
北海道帯広市大空町12丁目４番地６　虹544
債務者　渡部　智代
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
北海道帯広市西17条南４丁目２番15号　エスレイアⅡ306号室
債務者　水谷　　晃
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
盛岡市前九年３丁目27番53号
債務者　志田　幸一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８８号
盛岡市前九年３丁目27番53号
債務者　志田　眞理
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７２号
愛知県犬山市長者町３丁目172番地２　クレール金山Ｂ棟202
債務者　近藤真奈美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７４号
愛知県一宮市大和町妙興寺字中之町13－１　サンフォレスト105、住民票上の住所愛知県稲沢市井之口親畑町89番地１
債務者　水谷　亮介
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５２７号
京都市伏見区羽束師志水町165番地14
債務者　竹中　有紀
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１０号
京都市中京区西ノ京左馬寮町８番地11
債務者　北山真奈美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２４号
京都府八幡市西山丸尾１番地６
債務者　田辺　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市松原町７番１号（第２松島ビル403号）
債務者　竹本　晃治
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県薩摩川内市五代町3124番地１　ル・ソレイユ101
債務者　土肥冬樹子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
山梨県甲斐市富竹新田1911番地15、前住所山梨県甲府市国母８丁目４番15号　小澤ハイツ102号
債務者　宮﨑　正子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
山梨県中央市西新居308番地２　メゾン伊藤203、前住所山梨県中央市山之神2196番地16
債務者　清田　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
愛知県豊田市大林町15丁目３番地13　レジデンス小沢402号
債務者　荻野　栄治
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３０９号
大阪市西淀川区柏里２丁目６番27号　シャンクレール塚本804号室
債務者　筋師　正人
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部